

リニア中央新幹線奈良駅設置推進会議規約

(名 称)

第1条 本会は、リニア中央新幹線奈良駅設置推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、リニア中央新幹線新駅の奈良市内への設置実現に向け、より多くの市民の意識が高まるよう、できるだけ多くの関係機関・団体が連携して積極的に活動を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) リニア中間駅の設置実現に関する広報・啓発
- (2) リニア中間駅の設置実現に向けた社会的機運の醸成
- (3) その他、前条の目的を達成するための活動

(会 員)

第4条 推進会議は、設置の趣旨に賛同する組織、団体及びその他法人等（別表1）を会員とする。

2 前項にかかわらず、第2条の目的に賛同する団体等は、申請に基づき会員となることができる。

(役 員)

第5条 推進会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 必要に応じ数名
- 2 会長は、会員の互選により決定する。
- 3 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長若しくは事務局がその職務を代行する。

(顧問)

第6条 推進会議は、顧問を置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、奈良市観光経済部観光戦略課内に置くものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年5月25日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年8月6日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年6月1日から施行する。